

吾北育苗研修センター樹木粉碎機使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いの町農業公社（以下「農業公社」という。）が吾北育苗研修センターで管理する樹木粉碎機の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 樹木粉碎機を使用しようとする者は、使用する日の5日前までに申請書（別記第1号様式の1）に人員名簿（別記第1号様式の2）を添付し、農業公社理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 前条の申請を適当と認めたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

- 2 使用の許可を受けた者が使用を中止する場合は、すみやかに届け出なければならない。
- 3 使用の許可を受けた者が使用日時を変更する場合は、すみやかに届け出て承認を得なければならない。

(使用の期間)

第4条 樹木粉碎機の使用期間は10日以内とする。

(使用料)

第5条 使用料は別表1のとおりとする。

- 2 使用料は樹木粉碎機返却時までに納めなければならない。

(使用者)

第6条 樹木粉碎機を使用できる者は、次の各項の一に該当する場合であって樹木粉碎機の運転に支障がない者とする。

- (1) いの町役場及びその関係機関が公用で使用する場合。
- (2) いの町内の団体が産業振興及びコミュニティ活動等を目的として使用する場合。
- (3) いの町内の農林業者が竹林を伐採し、処理する場合。
- (4) その他理事長が公共のため特に必要と認めた場合。

(使用の範囲)

第7条 樹木粉碎機を使用できる範囲はいの町内とし、町外の土地及び町外から持ち込まれた樹木等に使用しないこと。

(使用の制限)

第8条 使用が次の各項の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 政治的活動を目的とする場合。

- (2) 宗教的活動を目的とする場合。
- (3) 公の秩序を乱す恐れがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、次の各項を遵守しなければならない。

- (1) 樹木粉碎機の管理及び使用については、提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。
- (2) 安全運転を心がけるとともに、近隣への騒音・ごみの散乱等に十分配慮すること。
- (3) 樹木粉碎機及びその他の付属品を、善意をもって管理しなければならない。
- (4) 使用中に事故が発生したときは、適切な措置を取るとともに、直ちにその状況を農業公社へ報告しなければならない。
- (5) 使用前よりもきれいにして返すことを心がけるよう徹底するとともに、使用後は清掃のうえ燃料を満タンにして返却すること。
- (6) 使用終了後は、速やかに使用状況報告書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(経費の負担)

第10条 次の各項の経費は使用者の負担とする。

- (1) 使用後の燃料費及び清掃に係る経費。
- (2) 作業員等の雇用に要する経費。
- (3) 使用中の事故等に係る賠償金、見舞金。
- (4) 樹木粉碎機使用中に生じた車両損傷に伴う修繕費。

(使用許可の取消し)

第11条 使用目的が、この規程に違反すると認められる場合は使用許可を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

種 類	使 用 料	備 考
樹木粉碎機	3,000円／1日	第6条第1項第1号以外の団体等が使用する場合

別記第1号様式の1

農業公社理事長	農業公社副理事長	農業公社事務局長	
年 月 日	起案者：		
伺 下記案にて施行してよろしいかお伺いする。 記 (以下許可書兼用)			
吾北育苗研修センター樹木粉碎機使用計画書兼申請書			
使用責任者	団体名等 職 氏名		
使用期間 及び時間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
行き先・ 使用場所			
使用目的			
特別の事情			
使用料 ※	※この欄は農業公社で記入します		
使 用 許 可 書			
上記の申請について、使用規程を遵守することを条件に使用を許可する。			
年 月 日			
公益財団法人いの町農業公社理事長 北川 善雄 印			

人 員 名 簿

使用責任者	団体名等	職	氏名	TEL
上記使用責任者以外で作業する者	氏名	住所		
<p>(使用者の義務)</p> <p>第9条 使用者は、次の各項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 樹木粉碎機の管理及び使用については、提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。</p> <p>(2) 安全運転を心がけるとともに、近隣への騒音・ごみの散乱等に十分配慮すること。</p> <p>(3) 樹木粉碎機及びその他の付属品を、善意をもって管理しなければならない。</p> <p>(4) 使用中に事故が発生したときは、適切な措置を取るとともに、直ちにその状況を農業公社へ報告しなければならない。</p> <p>(5) 使用前よりもきれいにして返すことを心がけるよう徹底するとともに、使用後は清掃のうえ燃料を満タンにして返却すること。</p>		<p>(6) 使用終了後は、速やかに使用状況報告書(別記第2号様式)を提出しなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第10条 次の各項の経費は使用者の負担とする。</p> <p>(1) 使用後の燃料費及び清掃に係る経費。</p> <p>(2) 作業員等の雇用に要する経費。</p> <p>(3) 使用中の事故等に係る賠償金、見舞金。</p> <p>(4) 樹木粉碎機使用中に生じた車両損傷に伴う修繕費。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第11条 使用目的が、この規程に違反すると認められる場合は使用許可を取り消すことができる。</p>		

樹木粉砕機使用状況及び運行前後点検報告書

年 月 日

公益財団法人いの町農業公社
理事長 北川 善雄 様

[使用責任者]

団体名等 _____

職 名 _____

氏 名 _____

樹木粉砕機の使用について、下記のとおり報告します。

使用車両	樹木粉砕機	出発時メーター	時間
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	帰着時メーター	時間
運転手氏名		燃料給油量	リットル
点検者氏名			
点検箇所	点検内容	運行前○×	運行後○×
粉砕部	粉砕刃、送り装置等に異常がないか		
排出部	ブロー、排出ガイド等に異常がないか		
走行部	クラッチ、クローラに亀裂、損傷等がないか		
動力	エンジン、セル等に異常がないか		
燃料	燃料は満タンであるか		
内装外観	車両全般(ボディ等)に異常がないか		
清掃	清掃は適切に行われているか		
その他 特記事項	<p>(使用者の義務) 第 9 条 使用者は、次の各項を遵守しなければならない。 (1) 樹木粉砕機の管理及び使用については、提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。 (2) 安全運転を心がけるとともに、近隣への騒音・ごみの散乱等に十分配慮すること。 (3) 樹木粉砕機及びその他の付属品を、善意をもって管理しなければならない。 (4) 使用中に事故が発生したときは、適切な措置を取るとともに、直ちにその状況を農業公社へ報告しなければならない。 (5) 使用前よりもきれいにして返すことを心がけるよう徹底するとともに、使用後は清掃のうえ燃料を満タンにして返却すること。</p> <p>(6) 使用終了後は、速やかに使用状況報告書(別記第 2 号様式)を提出しなければならない。</p> <p>(経費の負担) 第 10 条 次の各項の経費は使用者の負担とする。 (1) 使用後の燃料費及び清掃に係る経費。 (2) 作業員等の雇用に要する経費。 (3) 使用中の事故等に係る賠償金、見舞金。 (4) 樹木粉砕機使用中に生じた車両損傷に伴う修繕費。</p> <p>(使用許可の取消し) 第 11 条 使用目的が、この規程に違反すると認められる場合は使用許可を取り消すことができる。</p>		